

令和元年度 事業報告

I. 令和元年度の経済・金融環境

令和元年度の我が国経済を振り返ると、10月に実施された消費税率の引上げの影響や秋に複数発生した台風による甚大な災害の影響はあったものの、雇用・所得環境の改善等により、景気は内需を中心に緩やかに回復してきた。

しかしながら、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、景気は、足元で大幅に下押しされており、リーマンショックを超える景気悪化が見込まれる厳しい状況になった。

また、中小・小規模事業者の業況は、元年度当初より人件費、原材料費、燃料費等の上昇圧力が強く、人手不足の慢性化も深刻な状況にあり、景気回復の実感を得られない状況が続いてきた。

そのうえ、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、インバウンドを含む観光需要の減少に加え、外出の自粛や消費マインドの低下、イベントの中止等に伴う相次ぐキャンセルにより、宿泊業や飲食業、観光関連業を中心とするサービス業や小売業の業況感が大幅に悪化した。また、サプライチェーンの混乱や部品、資材等の調達難による生産活動への影響も続いており、非常に厳しい状況に陥っている。政府では、中小企業支援策として地方公共団体の制度融資等を活用した資金繰り支援や給付金による支援を行うこととしている。

一方、金融分野においては、低金利の長期化に加え、人口減少・少子高齢化の進行による地域経済の縮小などの構造的要因により、収益環境は引き続き厳しい状況が続いている。

こうした中、地域金融機関は、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献することが求められている。

また、いわゆる金融デジタル化の進展により、フィンテック企業などの新たな事業者の金融ビジネスへの新規参入が相次いでおり、個々の利用者のニーズに即した金融サービスの提供や金融サービスを通じて獲得されたデータの様々な分野での活用が拡大している。

II. 信用組合の経営環境

令和元年度仮決算における信用組合の業況をみると、預金・貸出金とも概ね順調に増加し、預貸率も上昇した。余裕資金の運用は、マイナス金利政策の影響も

あり、有価証券運用のうち国債が減少し、反面、全信組連への預け金が大幅に増加した。

収益状況は、利ザヤの縮小を残高の増加により補い、貸出金利息が増加したことに加え、経費の削減効果もあり、業務純益、経常利益、当期利益の3利益とも増益となった。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策の実施から、取引先の経営状況の悪化が懸念されるため、信用組合の収益環境は先行き不透明感が増している。

Ⅲ. 全信中協が実施した事業活動

令和元年度に実施した事業活動の概略は、以下のとおりである。

1. 企画事業

(1) 業界要望活動等に係る対応

① 税制改正等に関する要望活動

税制改正については、信用組合業界の特性を反映するために、金融事業が経営に与える影響について度合の分析・検証を行い、関係当局、政党等に要望を行った。

② 規制緩和要望

員外規制からの地公体貸出の除外など、協同組織金融機関として必要と思われる規制緩和について、地方公共団体との連携協定等締結状況を調査のうえ、「自民党地域金融機関経営力強化PT」に参加し、業界の取組み並びに規制緩和要望を発表した。発表内容については、金融庁に対し要望書として提出を行った。

また、信用組合に対し「取引先企業への人材紹介業務」の実態調査を実施し、金融庁に報告した。

③ 郵政民営化問題への対応

ゆうちょ銀行の預入限度額再引上げについては、令和元年4月から一定の制約条件が付されているものの、預入限度額が2倍(13百万円→26百万円)に引き上げられたことから、今年度も、ゆうちょ銀行への資金移動の状況、過度な勧誘状況等についての調査を継続して実施した。

(2) 当面の各種制度・規制等に対する対応

① 金検マニュアル廃止後の資産査定・引当のあり方についての対応

金融検査マニュアル廃止ならびに今後の検査・監督に対する理解を深めるために、金融庁による「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」に係る説明会を実施した(153組合、279名参加)。信用

組合から出された意見については、業界意見として金融庁に対し申し入れを行った。

また、金融庁の「大口信用供与規制の見直し」に対するパブリックコメントについて信用組合の意見集約を行うとともに、信用組合に対して結果公表の通知を行った。

② 改正民法（債権法、相続法）等への対応

令和2年4月1日から施行の民法改正について、金融実務および金融法務の観点から、信用組合の実務に与える影響や課題を整理し、民法改正説明会を開催した（令和元年5月～6月、東京、大阪、福岡にて開催）。

また、融資・保証に関する契約書等、改正が必要な諸規程類を整理したうえで、具体的な改定例やQ&Aと併せて信用組合に提供を行った。さらに、信用組合からの照会に対しQ&Aを随時作成し、しんくみクラウドに掲載し周知した。

相続法改正については、要望が多かった「仮払い制度」の手續依頼書と事務処理要領（例）を作成し信用組合に提供を行った（令和元年6月）。

また、信用組合に対して、令和2年3月以降の「保証意思宣明公正証書」の作成対応に関連する情報、Q&Aの提供を行った。

③ 各種会計基準改正・バーゼルⅢ等に関する諸規制についての対応

各種会計基準改正（IFRS等）・バーゼル規制・IRRBB等への対応等に当たっては、特に金融庁健全性基準室との情報交換を密に行い、令和元年12月にダブルギアリング規制に当たってのパブリックコメントを提出したほか、令和2年2月に「バーゼルⅢの最終化」に当たって要望を提出した。

④ 働き方改革関連法への対応

令和2年4月1日より「パートタイム・有期雇用労働法」「民法改正による身元保証」関係法律が順次施行されるのに伴い、「しんくみ就業規則の手引き」を改訂し、信用組合に還元した。

（3）行政課題に対する対応

① マネー・ローンダリング対策への支援

全信組連、SKCと連携して設置したマネー・ローンダリング対策PTやWGにおける議論を踏まえ、個別信用組合の訪問ヒアリング・フォローアップの実施などにより、マネロン等対策の底上げ・高度化を図った。

また、フィルタリング・顧客リスク格付および取引モニタリングの組み合わせによる対策としてSKCが開発した新システムの内容及び運用フロー等に関する説明会を実施した。

令和元年11月にFATFによるオンサイトの対日審査が終了したが、令和2年度下期には対日審査報告書が公表予定であり、今後も継続的な対策が必要となる。

② 「新型コロナウイルス感染症」拡大への対応

令和2年3月9日付にて、全信組連と合同で「危機対応本部」を設置し、中央組織としての対応策を検討のうえ実施。

また、i 日本政策金融公庫との連携 ii つなぎ融資の実施と同公庫への借り換え iii 制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子・無担保の融資（保証協会保証料の減免・無料化）について、令和2年度も継続して各信用組合への周知を図っている。

さらに、償却・引当に関する監査法人と信用組合の意見交換の状況を把握し、金融庁に報告するなどの対応を行った。

③ 休眠預金制度への対応

平成30年1月1日に施行された休眠預金活用法において発生した課題（最終異動日等の異動事由の変更に係る認可申請）について、全信組連、SKCとの連携の下、金融庁、預金保険機構等との協議を踏まえ、認可申請手続き等について周知を行った。

④ サイバーセキュリティへの対応

金融庁を講師とする「サイバーセキュリティ説明会」を実施し、サイバーセキュリティに関する留意事項について説明を行った（令和元年6月、東京、大阪にて開催）。

また、サイバーセキュリティ対応強化に向けて、脆弱性診断の実施を推進するための説明会を開催した（令和元年8月、11月に開催、80組合が脆弱性診断を完了）。

⑤ コンプライアンス態勢構築に向けての取り組み

「コンプライアンス・リスク管理」に関し、金融庁が公表したコンプライアンス・リスク管理基本方針に基づき、対応事例等について信用組合に対し情報提供を行った。

⑥ 地方創生・地域の活性化への対応

政府の「まち・ひと・しごと創生基本方針」に基づき開催された「SDGs・ESG金融調査・研究会」に参加し、SDGsを原動力とした地方創生に取り組む企業・事業の拡大に向けて意見交換・情報交換を行った。

また、政府主催の「ローカルベンチマーク活用戦略会議」の会合に出席し、信用組合の地方創生に対する取り組み状況を説明した。

さらには、金融関係業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取り組みを高めていくための議論・行動の場として設置された「第2回ESG金融ハイレベル・パネル」に、本会会長が委員として出席し、信用組合業界のSDGs・ESGに対する取り組みについて発表を行った。

このほか、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局による「先導的人材マッチング事業」の導入にあたっての利用勧奨・情報提供に努めた。

⑦ 事業承継、経営者保証に対する取り組み

事業承継時における経営者保証解除に向けた支援スキームについて効果的な意見反映を行うために、中小企業庁、金融庁と意見交換を行った。

また、全銀協主催の経営者保証ガイドラインWG、経営者保証ガイドライン研究会に出席し、同施策に対する意見反映を行った。

「事業承継に焦点を当てた『経営者保証ガイドライン』の特則」、「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」については、金融庁・中小企業庁を講師とする説明会を実施し、信用組合に対しては、営業店周知用の参考資料を作成し提供を行った。

⑧ 高齢化社会に対する取り組み

超高齢化社会が抱える課題を踏まえ、消費者庁所管の「高齢消費者・障がい消費者見守りネットワーク連絡協議会」及び厚生労働省所管の「認知症バリアフリーWG」に参加した。後見制度支援預金については法務省所管の「後見制度支援預金勉強会」に参加する等、定期的に同制度の取り組み状況や好事例の調査研究を行った。

後見制度支援預金は、令和2年3月末現在、6協会33組合が取扱いを行っている。

(4) 情報提供・業務課題解決支援

① 業界情報に関するITインフラ等の整備

令和2年1月に「新しくみクラウド」の新規稼働を行い、通知文書のペーパーレス化による情報発信の迅速化を図るとともに、検索機能を強化して業務上必要となる情報(規程参考例等)が組合の役職員の誰もが閲覧可能で検索し易いシステムとするなどの利便性向上を図った。

② 外部専門機関等の活用促進

外部専門機関等との連携支援として、日本弁理士会による知財の活用方法について、信用組合向け会議を開催したほか、日本政策金融公庫等政府系金融機関との連携も引き続き進め、これら外部機関等と信用組合との連携強化に向けた取組みの支援を進めた。

(5) 業界ネットワーク化の推進

① 信用組合業界(3団体主催)の「ビジネスマッチング展」の開催

令和元年10月、全国の信用組合の取引先の販路拡大、販売促進等を支援するため、本会、全信組連、都信協の3団体が主催する「しくみ食のビジネスマッチング展」を開催した。

② しんくみネット

令和元年12月末をもって、「しんくみネット」の取扱いを終了した。

(6) アジア信用組合連盟（ACCU）への加盟ならびに連携強化等について
令和元年9月、ACCU総会に日本の信用組合の業界代表として本会理事長が出席、正式にACCUへ加盟した。

このほか、令和2年2月に開催されたACCUの研修事業への職員の参加など、連携強化を進め、情報交換を積極的に行った。

(7) 産学連携の実施

若年層における信用組合の知名度向上に向けて、全国の16大学において「地域金融機関としての信用組合の役割」等をテーマにした寄付講義を実施した。

(8) しんくみはばたき奨学金制度の運営

しんくみはばたき奨学金制度については、令和元年度において15組合が実施し、延べ262人が利用した。

2. 広報事業

(1) 信用組合のブランド確立と知名度向上

① 効果的なメディア広告の展開

家族向けのゴールデンタイムに番組提供（月1回）を行い、全国放送のテレビ広告を実施した（令和2年3月末をもって終了）。ラジオ広告では、全国放送の番組内で、信用組合の取引先の商品紹介や「小さな助け合いの物語賞」入賞作品の朗読などを行った。

また、周年記念広告の一環として、全信組連と共同制作した若年層向けの動画配信などを行った。なお、各種メディア広告については、効果検証等を行いながら継続して見直しをすすめていくこととした。

② 情報誌の編集・発行

信用組合の役職員向けの機関誌「しんくみ」（月刊）を発行し、信用組合の業務の参考となる特集記事等を掲載した。

また、一般向けの情報誌「ボン・ビバーン」（2カ月毎）を発行し、渉外活動時のコミュニケーションツールとして、全ての信用組合に配布した。

③ しんくみの日週間、社会貢献表彰等の実施

信用組合の知名度向上を図るため、「しんくみの日（9月3日）」を中心とした「しんくみの日週間」を実施し、統一イベントとしてコミュニケーションマークを用いたステッカーやのぼり旗を調製し、全ての信用組合に配布した。

また、各信用組合が行っている社会貢献活動などのうち優良施策について、第56回全国信用組合大会において表彰した。

④ 懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」の実施

信用組合の理念である「相互扶助」をテーマに、「助け合い」の大切さを広く訴えるため、第10回懸賞作文「小さな助け合いの物語賞」を募集し、全国から1,168編の応募があった。

なお、しんくみ大賞等の受賞者については、全国信用組合大会において表彰するとともに、「懸賞作文作品集」を制作して信用組合、関係団体等に配布、情報誌にも掲載した。

(2) 周年記念広告

① ミュージカル「ピーターパン」への招待

情報誌「ボン・ビバーン」の読者数増加を図るため、読者プレゼントとして、親子ペア50組100名をミュージカル「ピーターパン」に招待した。

② 地方紙一面による広告（しんくみの日掲載）

信用組合が身近な金融機関であることを訴えるとともに、信用組合同士のネットワークや信用組合を支える中央機関の存在を強調するため、しんくみの日週間統一事業として9月3日に、信用組合の本店のある都道府県の新聞41紙に広告掲載した。

③ 地方新聞社訪問による取材記事の掲載

本会理事長が地方新聞社に訪問の上、信用組合の取組等をアピールするなど地域社会に向けての記事広告を実施した。

④ 動画広告

若年層（10代～40代）への訴求力が高いメディア（YouTube、Facebook、Twitter）において、地域と顧客に密着した信用組合の活動や支援をリアルに伝える動画を放映したほか、「番外編」として、「しんくみバンク」の認知度を高めることを目的としたインパクト動画も製作した。

(3) その他の広報活動等

① 業務案内用冊子とリクルート用冊子の発刊

全信組連と共同で、信用組合の制度・特徴等を解説したミニディスクロージャー誌（日本語版、英語版）と新卒採用者向けリクルートガイド誌を発刊した。

② ポスターの制作、提供

信用組合や各種商品のPR用に、店頭掲示用ポスターを制作・配布した。なお、各信用組合・協会が独自で制作するポスター、チラシ、新聞・雑誌広告などのPR媒体用としてポスターデータを提供した。

③ イメージキャラクターの契約終了

平成30年度よりイメージキャラクターとして藤野涼子を起用していたが、広報事業の検証・見直しを行った結果、令和2年3月末をもって契約を終了することとした。

3. 研修事業

① 研修講座の開催

信用組合職員としての専門知識の習得や環境変化に対応した実務習得のための研修を15講座（役員向け3講座、職員向け5講座、その他7講座）を実施した（研修受講者計584名）。

② 通信教育講座の実施

通信教育講座として、初級職員・中級職員・上級職員・簿記・財務分析・コンプライアンスの6講座を実施した（受講者計1,119名）。

③ 職務能力検定試験の実施

信用組合職員の職務能力習得の測定等に役立つ観点から、通信教育講座と連動する検定試験を実施した（検定試験受験者計1,819名）。

④ 地方開催講座・eラーニング等の実施

遠隔地の信用組合職員の研修参加を支援するために、地区協会等と連携し「OJT指導力アップ講座」を地方開催講座として実施した。

また、初級職員講座のeラーニング研修を新たに実施するとともに、非常勤理事・監事向けの研修DVDを作成しリリースした。

4. 相談事業

信用組合からの相談・照会については、「しんくみ業務相談センター」にて一元的に受付対応を行い、令和元年度に受付けた件数は、組合運営や金融業務等の相談を中心に1,062件となった。

また、実務相談事例の還元について、過去に発行した相談事例集の事例を再検証し整理したうえで、しんくみクラウドに掲載を行った。

5. 総務事業

(1) 中央組織（全信中協、全信組連）の経営・執行体制の一体的運営

令和元年6月の通常総会において役員改選を行い、両組織設立以来の改革として、経営・執行体制の一体的運営をスタートした。

具体的には、全信中協と全信組連の理事長を同一人が兼務し、両組織の非常勤役員は、原則として同一人とする他、各地区を代表する「地区代表理事」を設けるなどの改革を実行した。これを受け、7月には新執行体制のもとで、両組織の再編と業務の見直しを実施するとともに人事交流を行った。

また、検討課題の一つである「全信中協の会費負担のあり方について」は、8月に地区を代表する理事を中心とするメンバーで構成する「会費負担のあり方に関する検討委員会」を設置し、以降6回にわたる協議を行うとともに、各地区で「地区別説明会」および「意見交換会」を開催し、意見交換を実施した。

(2) 地区協会等との連携強化

本会と地区協会との連携を強化していくため、九州信用組合協会総会、四国信用組合秋季ブロック会及び北海道信用組合協会理事長会に出席した。

(3) 全国信用組合研修所の閉鎖と売却

全国信用組合研修所は、平成31年3月末で閉鎖し、令和元年12月に売却を完了した。

事業報告にかかる附属明細書

令和元年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重大な事項」が存在しないため作成しない。